

質問・回答

事業名: 令和5年度「食文化振興加速化事業」

仕様書記載箇所	質問内容	回答
1 4(1)① 【①の企画案作成に当たっての必須事項】 2ポツ目	食に関する物販は飲食物以外も可か？	飲食物以外も可能です。
2 4(1)① 【①の企画案作成に当たっての必須事項】 4ポツ目	「伝統的酒造り」を含むことについて、アルコールの試飲は可能か否か？ また、「子ども」は入場制限を用いた方が望ましいなどあれば教えてほしい。	試飲は可能です。 企画内容次第ではございますが、必ずしも未成年者の立ち入り禁止ゾーンを設ける必要はございません(企画内容から設ける必要がある場合は設けていただき差支えございません)。 提供エリアに「未成年者及びお車でお越しの方には提供できません」という表示をしっかりとさせたり、コンビニのように「私は未成年者ではありません。車も運転しません」といった指差し誓約を来場者にさせるなどの工夫は求めたいところではありません。 「伝統的酒造り」については、子供にも啓発されることが望ましいため、試飲も提供しつつ、(同伴の)子供にもうまくPR出来るようなイベントを企画立案していただきたいところです。
3 4(1)① 【①の企画案作成に当たっての必須事項】 2ポツ目	物販の利益はどこの利益となるのか？	・受託事業者が事業外収入を得ることのないようにしてください。具体的には、以下を遵守ください。
4 4(1)①	イベント等において、出展する料理人、職人、店舗などから出展料を徴収することは可能か？	・イベント等において、受託事業者は、利益をあげる形での物販を行ってはなりません。(出展店舗等が物販で利益をあげることは問題ありません。) ・イベント等において、出展する料理人、職人、店舗等から出展料は徴収できません。委託事業費から賄ってください。
5 4(1)①	一般客を集客するにあたり、各種体験型ワークショップの参加費用を徴収することは可能か？	・イベント等においてワークショップを実施する場合、出展店舗等が直接行う場合は、出展店舗等が適正と考える額の参加費の徴収が可能です。受託事業者が行う場合、参加費は徴収はできませんので、委託事業費から賄ってください。
6 4(1)①	来場者から「入場料」を徴収することは可能か？	・イベント等の入場料は、受託事業者は徴収できません。 ・イベント等における備品費(レンタル料)については、出展者から徴収せず、委託事業費から賄ってください。 ・スポンサーについては、収入が発生しない無償の協賛という形であればOKですが、スポンサー料等の収入が発生する場合は、事業外収入となるので、不可です。事業外収入が発生しないような形で行ってください。
7 4(1)①及び②	イベント等を広報する時に、スポンサーを含んで大きくすることは検討の余地があるか？	
8 4(2)	Webページ作成の際は、新規でドメイン・サーバを取得するの か？	Webページの作成については、文化庁HP内に作成する形となります(※1)。 新規でのドメイン・サーバの取得は不要です。Webページのデータを契約期間中の適切な時期に納品いただき、そのデータを庁内でHP上にアップする形となります。また、更新の必要が生じた際は適宜更新データをいただき、更新データを都度庁内でHPにアップする形となります。 文化庁ウェブサイトは、CMS「ALAYA」を利用しています。静的なHTML、CSS、JavaScript、画像等のファイルを配置することが可能です。 一方でCGIやPHP等の動的プログラムはサーバ上に配置することができません。
9 4(2)	WEBページについて、アクセシビリティやセキュリティ等の部分の要件はあるか？	テストアップ環境及び本番環境へのアップロードは、文化庁側で実施しますが、当該ページの動作確認と修正、その後のページ更新の際の作業は全て受託者が行ってください。その他、制作にあたっては、国の事業に求められるアクセシビリティ等を確保してください(※2)。なお、動画の埋込は不可(サムネイルを配置して動画リンクに遷移する形は可)です。 ※1 参考HP:「食文化あふれる国・日本」 https://www.bunka.go.jp/foodculture/ ※2: 文部科学省ホームページ ウェブアクセシビリティ方針: https://www.mext.go.jp/accessibility/1332696.htm

問い合わせ先: 文化庁 参事官(生活文化連携担当) 調査係
 電話番号 : 03-5253-4111(内線 5043)
 E-mail : syokubunka[at]mext.go.jp (メール送信の際は、[at]を@に変換)